○国土交通省令第四十号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）の施行に伴い、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）第九条の規定に基づき、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　国土交通大臣　前田　武志

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「児童手当及び子ども手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下本条において同じ。）」を削り、同条第一号中「児童手当及び子ども手当特例交付金、」を削る。

附　則

この省令は、地方交付税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第四十一号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、この省令を制定する。

平成二十四年三月三十一日　国土交通大臣　前田　武志

沖縄振興特別措置法に基づく利用者利便増進事業及び共通乗車船券に関する省令を廃止する省令

沖縄振興特別措置法に基づく利用者利便増進事業及び共通乗車船券に関する省令（平成十四年国土交通省令第三十八号）は、廃止する。

附　則

この省令は、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○防衛省令第七号

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　防衛大臣　田中　直紀

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する省令の一部を改正する省令

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する省令（平成七年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する省令

第一条中「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令」に、「第三条第二項」を「第二条第二項」に、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に、「以下この条において」を「以下「」に、「第五条」を「第二条第二号」に、「返還を受けた」を「引き渡された」に、「三十日」を「九十日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める時期」を「法第十条第一項に規定する引渡日の翌日以後一年ごとに区分した各期間の終了後九十日以内」に改め、同条各号を削る。

第二条第一項中「第三条第二項」を「第二条第二項」に改め、同項第一号及び第二号中「返還を受けた」を「引き渡された」に改める。

第三条中「第三条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定給付金）

第四条　特定給付金（法第二十九条第一項の特定給付金をいう。）の支給については、第一条から前条までの規定を準用する。この場合において、第一条中「法第十条第一項に規定する引渡日」とあるのは「法第二十九条第一項に規定する基準日」と、「各期間」とあるのは「各期間（一年未満の期間が生じたときは、その一年未満の期間）」と読み替えるものとする。

別記様式中「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第８条第１項」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第102号）第10条第１項」に、「返還を受けた」を「引き渡された」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の項を次のように改める。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）	第十条第一項及び第二十九条第一項

（地方防衛局組織規則の一部改正）

3　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」を「駐留軍用地返還特別措置法」に、「第六条」を「第八条」に改め、「策定」の下に「及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知」を加える。

附則第八条の次に次の一条を加える。

（沖縄防衛局企画部周辺環境整備課の所掌事務の特例）

第八条の二　沖縄防衛局企画部周辺環境整備課は、第十八条第三項に規定する事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関する事務をつかさどる。

附則第九条の表平成二十四年三月三十一日までの間の項及び駐留軍用地返還特別措置法第八条の規定が効力を有する間の項を次のように改める。

平成三十四年三月三十一日までの間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること（沖縄防衛局企画部周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。
駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。